

水 政 第 147 号
令和6年 9月 12日

NPO 法人霞ヶ浦アカデミー
理事長 荒井 一美 殿

茨城県知事 大井川 和彦

北浦への通水についての質問状について（回答）

日頃より、県行政の推進につきまして、ご理解を賜り御礼申し上げます。
令和6年8月26日付けで送付された標記質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 国に意見は伝えましたか。まだの場合、伝える予定はありますか。

【回答】県は、「議員ご提案の内容につきましては、事業主体である国へもお伝えしてまいります。」と答弁しておりますので、議員ご提案の内容を国へ伝えております。

2. 伝えた、あるいは伝える際の、相手の部署はどこですか。

【回答】国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所及び国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所です。

3. 伝えた、あるいは伝える内容は何ですか。

【回答】令和6年第2回定例会6月10日の杣田県議からの一般質問及び政策企画部長答弁の内容です。

4. 県は北浦への通水が必要と考えていますか。

【回答】北浦への通水は、北浦の管理者かつ霞ヶ浦導水事業の事業主体である国が事業主体となることから、「必要となる施設の整備費用の整理」、「多くの農業用取水施設が設置されている巴川を流れる過程で、浄化用水が農地に流れても北浦まで届くかの確認」、「西浦への導水量減少に伴う西浦の水質浄化への影響評価」などの課題の解決を含め、国が主体となり整理がなされたうえで、必要性を判断したいと考えております。

5. 北浦への通水の浄化効果と費用はどの程度と見積もっていますか。

【回答】県では、浄化効果と費用の見積もりはしておりません。